

令和3年度

学校監査結果報告書

橋本市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査（学校監査）

第2 監査のテーマ

「準公金（学校徴収金）」の取扱いについて

※準公金とは、公金（法令上市の管理に属する現金、預金等をいう。）以外の現金等のうち、市が構成団体になっている団体、市に事務局等が設置されている団体若しくは契約等により市がその現金等の管理を行う団体が所有する現金等をいう。

第3 監査の目的

本市の小中学校においては、小中学校の教職員が、保護者から集めた教材費や積立金等の現金等を取り扱っている。このような現金等については、和歌山県教育委員会からは「学校徴収金」としての定義付けが示されているところである。

具体的には「学校には、公費とは別に学校が扱う会計として個人用の教材や修学旅行、卒業アルバム代金積立金など、児童生徒に直接還元される性質の会計（学校預り金会計）とPTA等学校関係団体の会計とがあり、これらを合わせて学校徴収金と定義する。」としている。これらについては、厳密に言えば公金ではないため、地方自治法や橋本市財務規則の適用対象外となっている。

しかしながら、学校徴収金は校長がその管理及び取扱いを保護者や関係団体から信託され、教職員が職務として事務を行っていることから、公金に準じた適正かつ透明性の高い事務処理が求められる。

一方、市では「橋本市準公金取扱規程」（令和3年4月1日施行）を施行し、いわゆる準公金の取扱いをルール化したところであるが、この学校徴収金は準公金に位置づけられるべきものであり、市の公金取扱いに準じた事務が求められることから、その管理状況の検証を行い、準公金としての安全性確保を図ることを目的として、今回、行政監査を実施した。

※別添「学校徴収金の体系図」等参照

第4 監査の対象及び実施方法

対象：市立小学校14校のうち2校（隅田小学校、応其小学校）及び
市立中学校5校のうち1校（高野口中学校）

小中学校全19校の中から任意に3校を選定し、市監査委員及び監査委員事務局職員が各学校に出向き、校長及び関係職員から聴き取り調査を実施した。通帳、その他諸帳簿の確認を行うとともに、保管現金の有無等についても確認を行った。

第5 監査（現地調査）月日

令和3年10月19日（火）

第6 監査項目と着眼点

P T A（育友会）会費を中心に、以下の項目について行った。

1. P T A（育友会）会費について

① 規約について

- ・ P T A（育友会）事務局の設置根拠はあるか。

② 出納員、現金取扱員及び通帳・印鑑関係

- ・ 出納員、現金取扱員は誰か。
- ・ 通帳、印鑑の管理者は誰か。キャッシュカードの有無。
- ・ 通帳、印鑑の保管場所はどこか。分離保管しているか。
- ・ 通帳、印鑑は鍵のかかるところに保管しているか。鍵の貸与簿はあるか。

③ 集金方法

- ・ 会費の集金方法はどうか。
- ・ 未収金の集金方法はどうか。

④ 収支管理簿、伝票等の作成状況

- ・ 収入・支出命令書の作成、及び伝票起票はなされているか。
- ・ 金銭出納簿は作成しているか。
- ・ 領収書等は整理されているか。

⑤ 決算書関係

- ・ 決算報告書は作成しているか。
- ・ 決算報告書、金銭出納簿、通帳の年度末残高は一致しているか。
- ・ 監事の監査を受けているか。
- ・ 会計報告はなされているか。

2. 学校預り金会計について

P T A（育友会）会費に準じて確認を行った。

3. 現金及び金庫等について

① 現金及び金庫等

- ・ 保管している現金はあるか。あれば、どのような現金か。
- ・ 金庫等の鍵は誰が管理しているか。
- ・ 金額の把握等、適正に管理しているか。

第7 提出を求めた資料

令和3年度P T A（育友会）総会資料 ※令和2年度会計報告掲載分

第8 監査の結果

1. 監査の結果

学校徴収金の管理については、市内小中学校間での統一的なルールはなく、それぞれの学校が独自のルールにより管理しているのが現状である。

また、学校徴収金の会計処理については、各学校ともPTA（育友会）会費、学校預り金会計のいずれにおいても、概ね適正に処理されているものと認められたが、諸帳簿の作成・整理等において不十分な点があった。併せて、保管現金の管理については、適正に管理しているとは言い難い状況があることから、早期の改善に取り組む必要がある。

なお、本行政監査における監査結果の概要は、以下とおりである。

(1) P T A（育友会）会費について

○規約について

いずれの学校も規約は整備されており、また規約には「団体の事務局を学校内に置く」ことが明記されていた。

○出納員、現金取扱員及び通帳・印鑑関係

いずれの学校も、出納員は校長、現金取扱員は教頭であり、また通帳及び印鑑は鍵付きの保管庫等へ保管されていたものの、通帳と通帳の印鑑とが別保管されていない学校があった。

また、保管庫等の鍵の管理者（校長）が不在時の場合の教頭等への鍵の受け渡しに関しては、いずれの学校も鍵の貸与簿が整備されておらず、不明瞭であった。なお、預金通帳のキャッシュカードを作っている学校はなかった。

○支出命令書及び収支伝票等の作成状況について

いずれの学校も、領収書等は整理保管されていたものの、収支に係る伝票起票及びPTA（育友会）会長の決裁を受けた支出命令書については、整備されていなかった。

○集金関係について

いずれの学校も、口座振替による集金方法をとっており、保管現金はなかった。但し、口座からの引き落としができなかった未収金の集金については、集金袋及び未収である旨を記載した通知書により、後日、現金で集金していた。

○決算報告書の作成について

いずれの学校も、前年度の決算報告書、監事の監査報告書は作成されており、また保護者等への報告もなされていた。なお、決算報告書と通帳の年度末における残高は一致していた。

金銭出納簿を整備している学校については、出納簿の残高とも一致していたが、出納簿が整備されていない学校があった。

(2) 学校預り金会計について

【隅田小学校】

「教材費」「遠足代」「修学旅行積立」について確認を行った。管理状況は、概ねP T A（育友会）会費に準じた取り扱いがなされていた。「遠足代」については、口座振替ではなく現金による集金方法をとっていた。

【応其小学校】

「教材費」「児童活動協力金」「修学旅行貯金」「名札代」について確認を行った。管理状況は、概ねP T A（育友会）会費に準じた取り扱いがなされていた。「名札代」については、口座振替ではなく現金による集金方法をとっていた。

【高野口中学校】

「文化体育振興費」「教材備品費」「修学旅行積立」について確認を行った。管理状況は、概ねP T A（育友会）会費に準じた取り扱いがなされていた。但し、「修学旅行積立」の出納簿には記載漏れがあった。

(3) 現金及び金庫等について

【隅田小学校】

「遠足代」として集金した現金が、校長室の保管庫に保管されていた。集金袋及び集金状況チェック表で一定の管理はなされてはいたものの、出納簿は作成されてはいなかった。

【応其小学校】

「名札代」として集金した約3万円の現金が、職員室の金庫に保管されていた。しかしながら、現金の残高及び入出金状況が把握できる出納簿等の帳簿は作成されておらず、正確な金額は把握されてはいなかった。

【高野口中学校】

「文化体育振興費」22万円が、校長室の鍵付き保管庫に長期に保管されていた。出納簿は顧問の教員が管理しているとのことであり、聴取日当日には確認できなかった。

なお、いずれの学校も金庫または保管庫の鍵は、校長が管理していた。

2. 監査の意見

市の準公金取扱規程と同様、教育委員会部局においても小中学校の実情を踏まえたうえで、「学校徴収金」に係る取扱規程を早期に策定し、学校現場における準公金の取り扱いについてのルール作りを進めるとともに、今後一層の適正な事務執行に取り組まれない。

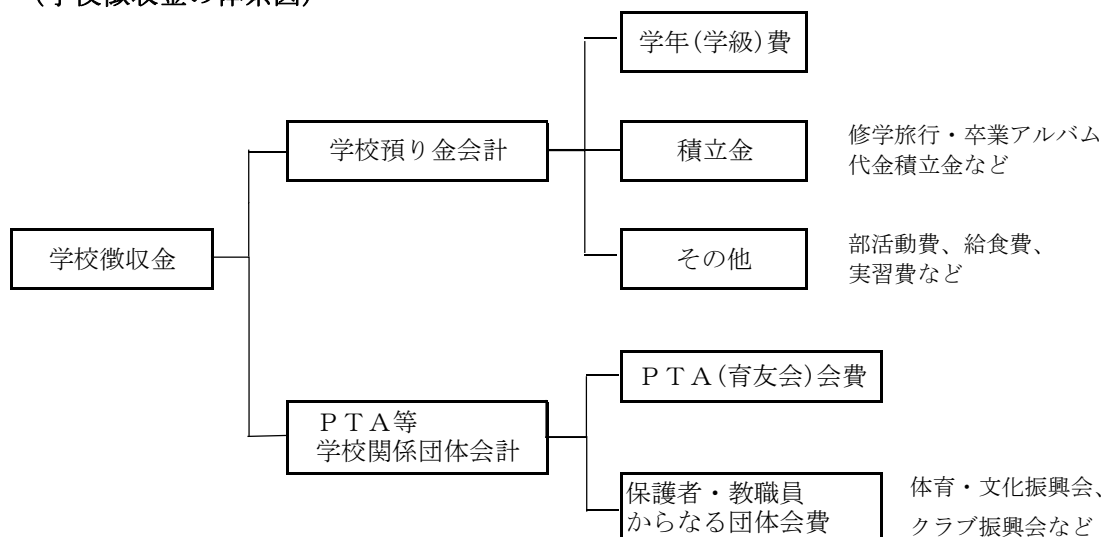
また、現金事故を未然に防ぐためにも、金銭出納簿、入出金伝票及び支出命令書等の諸帳簿を作成するとともに、PTA（育友会）会費はもとより、学校預り金会計における現金の取り扱いについても、通帳と印鑑の管理者を分離のうえ、金庫等の鍵を貸与簿で管理し、現金での保管を極力避けるなど、厳正な対応に努められたい。

1 学校徴収金の定義

学校には、公費とは別に学校が扱う会計として、個人用の教材や修学旅行、卒業アルバム代金積立金など、児童生徒に直接還元される性質の会計（学校預り金会計）とPTA等学校関係団体の会計とがあり、これらを合わせて学校徴収金と定義する。

これらは、教育上必要となる教材等を一括して購入するなど児童生徒及び保護者の利便性を図ったり、より質の高い教育活動を展開したりする上で、学校運営に寄与してきた。

(学校徴収金の体系図)



(注) 本市では、学校給食会計は一般会計に組み入れている。

2 公費と学校徴収金との負担区分

1) 公費負担とすべき経費

学校の管理運営・教育活動に要する経費で、学校共通の教育水準維持に必要な経費は、公費負担とし、学校徴収金により支出してはならない。

- (内容)
- ・ 学校施設・設備の整備及び維持管理
 - ・ 教職員の人件費等
 - ・ 教育活動費
 - ・ 管理運営費

2) PTA等学校関係団体から支援を受けることが可能であると考えられる経費

学校の管理運営・教育活動に要する経費に属するもののうち、PTA等学校関係団体が主催する事業及びPTA等学校関係団体からの要望により、部活動の充実や各学校の特色ある教育を実現するため必要な経費は、PTA等学校関係団体会計から支援を受けることが可能である。

- (内容)
- ・ PTA等学校関係団体が主催する事業に要する経費
 - ・ PTA等学校関係団体からの要望による事業に要する経費
(部活動に要する経費、特色ある教育の実現に要する経費)

3) 私費負担を求める経費

学校の管理運営・教育活動に要する経費に属するもののうち、児童生徒の個人の所有物に係る経費や教育活動の結果として生じる直接的利益が児童生徒に還元される経費等は受益者負担、個人への還元等の観点から、個人負担によることが適当である。

- (内容)
- ・児童生徒個人の所有物に係る経費
 - ・教育活動の結果として、その教材、教具そのもの、又は、それから生じる利益が児童生徒個人に還元するものに係る経費

3 教職員が従事するPTA等学校関係団体業務の取り扱い

PTA等学校関係団体の活動は、保護者と学校職員が一体となって行うものであり、PTA等学校関係団体の会計業務については、学校がPTA等学校関係団体から委任を受けた上で、学校長が学校職員に命じた公務であるとする。そのため、業務委任について関係規則の中に新たに規定し、その位置付けを明確化する。

<以下省略>